

規制基準（騒音）（平成 27 年静岡市告示第 526 号別表から作成）

	昼 間 午前 8 時から 午後 6 時まで	朝 夕 午前 6 時から午前 8 時まで 午後 6 時から午後 10 時まで	夜 間 午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

ただし、下記においては、表に定める値から 5 デシベルを減じた値とする。

- 第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域内で学校、保育園、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の施設の敷地の周囲おおむね 50m の区域内
- 第 1 種区域と第 3 種区域又は第 2 種区域と第 4 種区域がその境界線を接している場合における当該第 3 種区域及び第 4 種区域の当該境界線から 30 メートルの区域内

区 域			
第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域
<ul style="list-style-type: none"> 第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 都市計画区域外の地域^{※1} 一部^{※2}の準工業地域 <small>（右記第 3 種区域を除く）</small> 市街地化調整区域 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣商業地域 商業地域 <small>（左記第 2 種区域を除く）</small> 準工業地域 一部^{※3}の市街化調整区域 	<ul style="list-style-type: none"> 工業地域 工業専用地域^{※1}

備考 この表において、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び市街地化調整区域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の規定により定められたそれぞれの地域及び区域を指す。

※1 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく指定地域

※2 旧蒲原町の準工業地域の一部。詳細については、告示の別図 2 を確認してください。

※3 葵区富厚里周辺の市街化調整区域。詳細については、告示の別図 1 を確認してください。